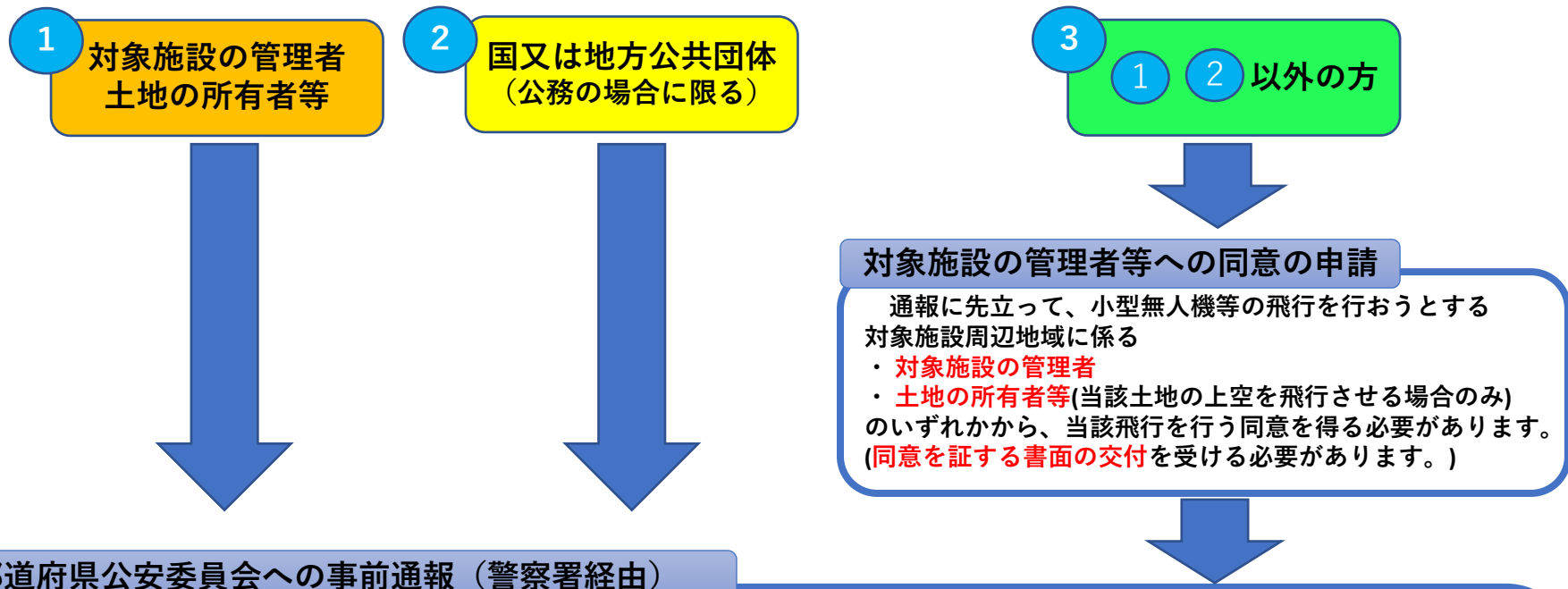


対象施設周辺地域において小型無人機の飛行を行う場合の手続



小型無人機等の飛行を行う**48時間前までに**、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署に、所定の様式の通報書を提出してください。

その際、当該小型無人機等が航空法上の登録義務が無い機器である場合、当該小型無人機等の写真を提出する必要があります。

また、これに加え

②の場合 ...小型無人機等の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機等の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。

③の場合 ...対象施設の管理者等から交付された同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。

※ 災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、小型無人機等の飛行を行う直前までに、警察署に口頭で通報することで足りることとしています。ただし、その場合であっても、「①②以外の方」については、対象施設の管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

※ 各対象施設ごとの小型無人機等の飛行が禁止される地域については、各対象施設のホームページを参照してください。また、具体的な通報の窓口となる警察署については、各都道府県警察のホームページを参照してください